

(仮称) 浜松市感染症予防計画策定に伴う パブリック・コメント制度意見募集の実施について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、感染症法)が改正され、都道府県が作成していた予防計画について、保健所設置市も策定するよう義務付けられました。そこで、本市予防計画を策定するため、平成15年4月から施行されている「パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、(仮称)浜松市感染症予防計画(案)についての意見募集を実施します。

パブリック・コメントの概要は、以下のとおりです。

【パブリック・コメントの概要】

1 対象案件

(仮称)浜松市感染症予防計画(案)

※詳細は別紙のとおり

2 案の公表および意見募集期間

令和5年12月18日(月)から令和6年1月18日(木)まで

3 案の公表先

案については、生活衛生課(保健所3階)、区役所区振興課、協働センター、市政情報室(市役所北館2階)、市民協働センター(中区中央一丁目)、中央図書館(行政資料コーナー)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布。

また、浜松市公式ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載。

4 意見の提出方法

意見(住所、氏名または団体名、電話番号、電子メールアドレスを記載)を直接持参または郵便、ファクス、電子メールで生活衛生課へ提出。

また、ホームページ上の「意見入力フォーム」から直接意見を提出。

5 意見の処理方法

提出された意見に対して、後日、市の考え方を公表します。

(公表先は案の公表先と同じ)

6 その他

広報はままつ(12月号)に情報を掲載。